

2015年 9月

従業員の皆様へ

**マイナンバー通知カードの厳重保管をお願いします。**

**～厳重保管のお願いと個人番号カード申請のお勧め～**

2016年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民1人1つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。

それに先立ち、2015年10月以降に住民票に記載されている皆さんの住所に、各市区町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留で郵送される予定です。

この通知カードは、今後、皆さんの市民生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

マイナンバーは、今後社会保険の手続きや年末調整などで必要になることから、後日、今回郵送される通知カードの写しを会社に提出していただきます。

その際には改めてお知らせしますので、ご協力をよろしく申し上げます。

#### **【個人番号カード申請のお勧め】**

今回の通知カード郵送の際には「個人番号カードの交付申請書」が同封されています。

個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入りのICカードです。今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると後日、市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。

初回交付の手数料は無料で、今後、身分証明書として様々な場面で活用されることとなりますので、できればこの機会に個人番号カードの申請を行なっておくことをお勧めします。

不明点などがある場合には**事務管理 竹内**までお問い合わせください。

以上